

第1回小諸市自治基本条例を考える 市民討議会

議 事 概 要

開催日時	平成25年5月27日（月）午後6時30分から
開催場所	小諸市役所本庁舎3階大会議室
出席討議員	相原久男、大林晃美、掛川なぎさ、柏木節子、勝俣敬子、 上滝高、木内忠義、木島和郎、金秀玉、釘宮晴夫、 神津眞美子、小山裕也、高木蘭子、高橋要三、長岡賢司、 中嶋祐子、花岡洋子、別府福雄（以上18名）
欠席討議員	木内みゆき
アドバイザー	鍛冶智也（明治学院大学 法学部教授） （氏名は、五十音順で、敬称は略させていただきました。）

1 開会

(議題に入るまで事務局が進行)

2 市長あいさつ

3 市民討議会について説明

(事務局から、自治基本条例策定までの経緯及び市民討議会要綱を説明)

4 委嘱書の交付

(市民討議会要綱第3条の規定により、市長から討議員へ委嘱書を交付)

5 自己紹介

(事務局、討議員、アドバイザーの順で自己紹介)

6 座長及び副座長の選出

(互選により、座長、副座長を選出)

7 小諸市自治基本条例の評価及び検討について

(市民討議会要綱第2条の規定により、市長から討議会に対し、自治基本条例の評価及び検討を依頼)

8 議題

(市民討議会要綱第5条の規定により、座長が議長となり議事を進行)

(1) 小諸市自治基本条例について

(自治基本条例の策定経過及び内容について、資料に基づいて事務局から説明)

座長 自治基本条例として既にスタートしているものではあるが、非常に重く、機能するまでにはかなりの時間とエネルギーが必要なものと個人的に感じた。具体的な中身ではなく、全体のことで意見を聞きたい。

討議員 我々がこれから討議するのは、この条例に具体的に肉付けというか、行動やアクションを起こす仕組みを作っていくということか。

座長 とりあえず感想だけ伺っておく。説明を聞いて思うところ、こんな感じがしたということでもよいが、他にはどうか。

討議員 条文をただ作って置いておくのではなく、実際に日々活用できるものでなければならない。それと同時に、市民に対して、よりこまめな説明を

することにより、浸透させる必要がある。また、16歳から19歳の人たちに対して、住民投票の権利があるということの説明がどの程度されているのかも気がかりだ。

討議員 条例を浸透させ、守ってもらわないと、知らなければ知らないで済んでしまう。機会を作って、まずこういうものがあるということを知ってもらうこと、理想に向けた取組みをやってもらえるような組織づくりを、皆さんと考えていきたい。

討議員 条例自体は、市民のことを想うがための素晴らしい内容だとは思う。しかし、主役である市民を第一に考えるのであれば、市長と市民との対話だけでなく、区の方でもっと市民との関わりがあればいいと思う。

討議員 自治の最高規範と位置付けられているが、私は自治体をコントロールするルールだと考えている。積極的に市民のための働く市役所、議会にしていき、市民がまちづくりに力を発揮できるルールだと思っている。そういった中で、情報の共有と住民参加がどうあるべきかということは、この条例の中で粘り強く問いかけるべきテーマだと思う。自治基本条例が本当に市民の中に浸透し、機能を発揮していくことを願っている。小諸市の身の丈に応じた中身にしていくことで、実効性のあるものとなるのではないかな。
また、行政サイドも事務局的な観点からではなく、そこで働くものとしての意見も反映させていくべきではないかな。

座長 今は、説明を聞いた最初の印象を伺いたいと思っている。どんなことでもいいから最初の印象として出してもらいたい。

討議員 作成に関わった一人として、なかなかいいものを作ったと自画自賛しているが、確かに魂が入っていない。市の執行機関や市議会がどのように運用してきたか見えないので、後で聞きたい。

討議員 区の行事などで、条例について区民に話を聞いてきたし、討議員に決まった際にも、意見をもらえるよう各戸配布でお知らせした。討議に、一人ひとりの意見を反映させていきたい。

討議員 内容が非常に固いし、分かりづらい。よく読み込まないと理解できないし、伝えようという気持ちが伝わってこない。16歳から参加できるということであれば、誰にでも分かるような伝え方をしてもらいたい。

座長 時間等の関係上、第一印象に関してはここで区切りたい。もうひとつ気がついたことがある。事務局からの説明のスライドの中のいたるところに自治のことを「(まちづくり)」と書いてある。この「まちづくり」という漠然とした言葉は、どのように捉えればよいのか疑問だ。そのあたりの印象を鍛冶先生に伺いたい。

アドバイザー 「自治」というのは、いろいろなものの決め方や手続きといったプロセスの話で見えにくいもの。その結果どういう風にものが見えてくるかというのは、結果的に言えば、どのようにまちがつくられてくるかということになる。つまり、プロセスを経て実現したものが「まちづくり」そのもの。まちをつくっていくプロセスが「自治」の形であるという考えのもとで、このような表記になっているのではないか。「まちづくり」の方が目に見えやすく分かりやすい表現ではないかと考えて、()の中で言い換えをしているのではないか。

座長 個人的には、まちづくりというのは、みんながそれに参加する意識を持つべきものと思っている。この討議会では、本来の市民や自治というものがどういうものかということも考えていければと思う。

討議員 「自治＝まちづくり」、「参加と協働でつくる」というような前提条件をつけすぎてもどうかと思う。

座長 いくつか意見が出たが、これらを材料として討議していきたい。

(2) 市民討議会の進め方及びスケジュール等について

(事務局から進め方とスケジュールについて説明)

座長 これからやろうとしている進め方について意見はあるか。

討議員 評価・検討シートの「条文に基づく取組状況・効果等」の欄は、「反映させた」だけでは、その記述の意図がよく分からない人もいるのではないか。

事務局 「市長公約を反映させた」というのはあくまで一例として挙げた。ここで伝えたかったのは、条文に対してのこれまでの市の取り組みについて意見をいただきたいということ。ただし、書きぶりはより丁寧にするべきであり、様式については書きやすくするなどの検討したい。

討議員	座長だったら提出用シートにどのような意見を書き込むか、例として伺いたい。
座長	具体的な取組状況を理解してからでないと書けない。
討議員	全ての取組に関して知っておく必要があるということか。
座長	まずは自分がわかる範囲のことから書いていけばよいのではと理解している。
討議員	条文に基づく取組状況がもっと詳細にわたって書いていなければ、評価・意見を出しようがない。
アドバイザー	条例に基づいて実施されたことの内容を、詳しく説明する必要はあると思う。具体的な取組内容が示されないと、評価のしようがないと感じる。
事務局	具体的に分かるような形で資料提供ができるよう検討したい。
座長	今の討議を踏まえて、答えやすく改良したシートを事務局に出してもらい、今後の議論を進めるという形でよいか。
討議員	第2回の討議会までに、具体的にどんな準備をすればよいのか。
座長	第2回到事務局から改良した様式でシートを出してもらう。
討議員	6月10日が第2回に使用する検討シートの提出締切りだが、それまでに事務局から改良した検討シートをもらえるのか。
事務局	6月10日までにお渡しするのは難しい。第2回目に資料をお渡しし、その次の討議会で使用したい。そのため、スケジュール的に1回ずれるようにならざるを得ないと思われる。
討議員	全ての条文について取組状況・効果等の資料を事務局にそろえてもらわないと、我々は意見が言えない。
討議員	順序として、条例の一定の区切りごとに、条文に従って行った取組みの経緯や結果、問題点を示し、それから討議していかないと、進みようがない。

アドバイザー	事務局としては、第1章の総則については、具体的な個別の取組はない、あったとしても各章に関わるもので、そこで詳しいものがでてくると考えていたのではないかと。先程、座長が条例全体についての感想を聞いたが、これは第1章についての意見をもらうことと大きな違いはないように思われる。第1章あるいは全体について、皆さんが感覚的に思われたことを集約して第2回に議論し、加えて第2章以降についての具体的な取組を事務局に説明してもらうのはどうか。
座長	次回の討議会に向けて、先程聞いたように、自治基本条例についてどのように感じたかを討議員の皆さんに出してもらい、第3回以降に関する資料は次回事務局が示すという形でよいのか。
討議員	討議会で使用する資料は事前に送ってほしい。
事務局	そのようにする。
討議員	第1章をカットしてもよいということはないのではないかと。
議員	メールで評価・検討シートの様式を送ってほしい。
事務局	郵送とメールを並行して送ることはできるので、メールアドレスを把握してからということをお願いしたい。
討議員	討議会は今後も2時間の予定なのか。
座長	大枠では2時間の予定。

(3) その他

事務局	第1章をカットするという意図はないので、誤解のないようにお願いしたい。 開催時間を確認していただきたい。
座長	2時間を大枠として、6時半開始でよろしいか。
全員	よい。

9 その他

討議員	議事録を討議員に送って欲しい。
事務局	そのようにする。
討議員	事務局からでも良いので、市役所からも討議会に参加して欲しい。
事務局	事務局員も議論に参加させていただき、各種機関も含めた中で代表して考えを述べさせていただきたい。
アドバイザー	討議会要綱第6条第2項に基づき、座長が必要に応じて招集することも可能だ。
事務局	必要に応じて、関係の職員を出席させることも考えている。
討議員	傍聴者、マスコミも紹介すべきではないか。
アドバイザー	傍聴者には匿名で参加する権利がある。
副座長	主婦が多く参加しているので、負担にならないよう、段取りよく討議が行われるよう考慮してほしい。

10 閉会